

教保第2069号  
令和4年9月8日

市町村教育委員会  
学校保健主管課長 様

大阪府教育庁  
教育振興室保健体育課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（通知）

この度、令和4年9月7日付け厚生労働省事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の患者（以降、「り患者」とする）に対する療養期間等の見直しが決定されました。

つきましては、り患者への対応について、府立学校に対して通知した資料を参考送付させていただきます。

なお、本対応は、9月7日からの適用となりますが、9月7日時点でり患者である者についても本対応に置き換え適用されることとなりますので、保護者等から連絡があった際には、貴所管学校園において適切に対応いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

【添付文書】

- ・[参考] 通知（施行鑑）-府立
- ・【参考】 厚生労働省事務連絡（療養期間等の見直しについて）
- ・保護者あて参考文案
- ・[参考] 大阪府 **HP**：新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ

【連絡先】

大阪府教育庁 教育振興室保健体育課 保健・給食グループ  
松本・大更（おおふけ）

TEL：06-6944-9365 FAX：06-6941-4815